

# 第4章 将来像実現に向けた施策の展開

## 1 施策体系

将来像

豊かな水と緑を未来へつなぐ みんなでつくる持続可能なまち 水戸



## 2 施策の構成

「3 施策の展開」では、次のような構成で施策を掲載しています。

### (1) 基本的事項

#### ■ 取組が貢献する主なSDGsのゴール

各基本方針に係る取組が貢献するSDGsの主なゴールを掲載しています。

#### ■ 施策一覧

基本方針ごとに、主要施策と個別施策を一覧にして掲載しています。

#### ■ 目標指標

目指す達成度や成果を数値指標として定めています。

#### ■ 主な関連個別計画

主に関連する他分野の計画を掲載しています。

### (2) 主要施策ごとの取組

#### ■ 対応する課題

主要施策ごとに「第2章 本市の環境を取り巻く現況と課題 (3) 主な課題」で分析した課題を掲載しています。

#### ■ 主要施策の方向性

主要施策で取り組む内容の方向性を示しています。

#### ■ 主な取組

個別施策を取組の分野ごとに分類して位置付けています。

<凡例>

・事業主体は、主に事業の実施に関わるものを示し、以下のとおり分類しています。

市	→ 市
企業、非営利法人 等	→ 事業者
広く一般に市民	→ 市民
国、県、大学、行政機関の外郭団体 等	→ 関係機関
ボランティア団体、市民団体、各産業団体 等	→ 関係団体
いばらき連携中枢都市圏構成市町村	→ 構成市町村

・施策名の後ろにある〇-〇-〇は、番号の主要施策にも位置付けがあることを示しています。

### 3 施策の展開

#### 基本方針1 気候変動への対応

#### (1) 基本的事項

##### ■ 取組が貢献する主なSDGsのゴール



##### ■ 施策一覧

主要施策1-1 創エネルギーの推進	① 太陽光エネルギーの利用推進 ② 様々な再生可能エネルギーの利用推進
主要施策1-2 省エネルギーの推進	① 脱炭素型ライフスタイルの普及促進 ② 脱炭素型ビジネススタイルの普及促進
主要施策1-3 脱炭素まちづくりの推進	① まちの脱炭素化の推進 ② 温室効果ガス吸収源対策の推進
主要施策1-4 気候変動適応の推進	① 気候変動適応の理解促進 ② 気候変動適応の推進

##### ■ 目標指標

指標	現況	目標 (2030(令和12)年度)
市域からの二酸化炭素排出量*	127.8万 t-CO <sub>2</sub> (2020(令和2)年度)	85.0万 t-CO <sub>2</sub>
浸水被害箇所数	187箇所 (2022(令和4)年度)	110箇所
市民の適応策の認知度(温暖化対策アンケート)	31.7% (2021(令和3)年度)	70.0%

※ 2023(令和5)年3月策定の水戸市地球温暖化対策実行計画(第2次)から二酸化炭素排出量の算定方法を見直しましたので、7ページの「(2)前計画の取組」の表中「市域から排出される二酸化炭素量」とは一致しません。

##### ■ 主な関連個別計画

- 地球温暖化対策実行計画
- ゼロカーボンアクションプラン
- 地域公共交通計画
- 中小企業・小規模企業振興計画
- 立地適正化計画
- 住生活基本計画
- 緑の基本計画

## (2) 主要施策ごとの取組

### 主要施策1-1 創エネルギーの推進

■ **対応する課題** 市域から排出される温室効果ガス削減が必要である（8ページ）。

#### ■ **主要施策の方向性**

脱炭素社会に向けては、温室効果ガスの排出量の少ない再生可能エネルギーの創出及び活用が必要であることから、本市の自然的、社会的条件等を踏まえ、導入ポテンシャルが高い太陽光発電を中心に導入を推進します。また、創出した再生可能エネルギーは、効率的に活用するとともに、災害時のライフライン確保や地域活性化等の観点から、市域内で活用する地産地消を促進します。

#### ■ **主な取組**

##### ① 太陽光エネルギーの利用促進【事業主体：市、市民、事業者、関係機関】

###### 【太陽光発電設備の住宅、事業所への導入促進】

個人住宅への設置補助をはじめ、国や県の補助・支援制度の情報発信等により、住宅や事業所への太陽光発電設備の導入を促進するとともに、公共施設や未利用公有地への積極的な導入を図ります。

また、太陽光発電で創った電気の有効活用に資する蓄電池について、設置補助を行うなど、導入を促進します。

###### 【事業用太陽光発電設備の適正な導入】

事業用の太陽光発電設備について、茨城県が策定した太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインに基づき、生活環境や景観への影響、災害の発生防止等に配慮した地域と共生する適正な導入について助言・指導を行います。

##### ② 様々な再生可能エネルギーの利用促進【事業主体：市、市民、事業者、関係機関】

###### 【未利用再生可能エネルギーの導入促進】

水素やバイオマス、小水力、地中熱など、未利用資源を活用した再生可能エネルギーについて、国や事業者等の動向把握に努めながら、普及啓発を図り、導入を促進します。

###### 【公共施設での再生可能エネルギーの創出、活用】

清掃工場「えこみっと」でのごみの焼却熱を利用した発電や下水道処理施設での下水汚泥による消化ガス発電など、市の事業に伴う再生可能エネルギーの創出及び活用に努めます。

###### 【エネルギーの地産地消の促進】

市域で創出された再生可能エネルギーについて、市内の家庭や事業所、公共施設で使用するなど、エネルギーの地産地消を促進します。

## 主要施策1-2 省エネルギーの推進

■ **対応する課題** 市域から排出される温室効果ガス削減が必要である（8ページ）。

### ■ 主要施策の方向性

不要なエネルギー使用を抑制する省エネルギーに係る取組は、最も身近に実践できる気候変動対策です。本市の二酸化炭素排出の約7割が家庭部門、運輸部門を起因としていることから、国が進める新国民運動「デコ活」の普及啓発など、様々な方法により、市民、事業者の行動変容を図り、暮らしや事業活動における省エネルギーの取組を促進します。また、市も一事業者として、積極的に省エネルギーに係る取組を実践していきます。

### ■ 主な取組

#### ① 脱炭素型ライフスタイルの普及促進【事業主体：市、市民、関係機関、構成市町村】

##### 【家庭での省エネルギー行動の促進】

脱炭素に向けた新しい豊かな暮らしを創る新国民運動「デコ活」の普及啓発をはじめ、構成市町村でのCO<sub>2</sub>削減エコライフチャレンジの実施やナッジ手法による情報発信により、節電や節水に係る行動を促すなど、自主的かつ積極的な省エネ対策を促進します。

##### 【住宅への省エネルギー機器の導入促進】

高効率設備機器や省エネ家電、節水機器等の省エネルギー機器について、情報発信等により導入を促進します。

##### 【移動に伴うエネルギーの削減】 1-2-2

補助制度や情報発信等により、次世代自動車の導入やエコドライブを促進するほか、公共交通や自転車利用の啓発に取り組みます。

また、運送に係るエネルギー使用を抑制する観点から、学校給食での地産地消や再配達防止のための宅配ボックスの設置を促進します。

### コラム 学校給食での地産地消の取組

気候変動対策をはじめ、食育の推進や地域活性化など、農産物の地産地消には様々な効果が期待できます。学校給食では地場産物の活用を通し、子どもたちへ地域の食文化や産業について伝え、生産者や食べ物への感謝の気持ちを育てています。

みとちゃん米パン



みとちゃん梅ゼリー



みとちゃんごぼうメンチカツ



## ② 脱炭素型ビジネススタイルの普及促進【事業主体：市、事業者、関係機関】

### 【事業活動における省エネルギー行動の促進】

環境マネジメントシステム（エコアクション 21、ISO14001 等）やクールビズ、ウォームビズ、テレワークなど、事業者の自主的かつ積極的な脱炭素型の経営を促すとともに、GX（グリーントランスフォーメーション）に向けた取組の普及に努めます。

### 【事業所、工場への省エネルギー機器の導入促進】

国や県の補助・支援制度の情報発信を行うとともに、効果的な支援策を検討し、LED 照明や高効率産業用機器など、省エネルギー性能の高い設備機器の導入を促進します。

### 【移動に伴うエネルギーの削減】 1-2-①

補助制度や情報発信等により、次世代自動車の導入やエコドライブを促進するほか、公共交通や自転車利用の啓発に取り組みます。

また、運送に係るエネルギー使用を抑制する観点から、学校給食での地産地消や再配達防止のための宅配ボックスの設置を促進します。

### 【市役所における省エネルギー活動の推進】

市は、一事業者として、LED 照明等の省エネルギー機器や次世代自動車の導入、節電等に積極的に取り組みます。

## コラム デコ活に取り組みよう！

環境省では、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新しい国民運動「デコ活」を展開中です。脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿を紹介するとともに、国・自治体・企業・団体等で、ともに、国民・消費者の新しい暮らしを後押ししています。本市も、「デコ活」宣言を行い、市域として脱炭素社会形成を推進しています。

コラム図1 デコ活関連資料



**デコ活**  
くらしの中のエコがけ

デコ活アクション まずはここから！

- デ** 電気も省エネ 断熱住宅
- コ** こだわる楽しさ エコグッズ
- カ** 感謝の心 食べ残しゼロ
- ツ** つながるオフィス テレワーク

(出典：環境省)

## 主要施策 1-3 脱炭素まちづくりの推進

- **対応する課題** 市域から排出される温室効果ガス削減が必要である（8ページ）。  
温室効果ガス吸収源対策が必要である（9ページ）。

### ■ 主要施策の方向性

集積型の持続可能な都市構造、いわゆるコンパクトなまちの構築は、人口減少社会の到来やデジタル化、防災等に対応するだけでなく、移動に伴うエネルギーの抑制や自然環境の保全など、脱炭素にもつながります。このことから、都市機能の集約や公共交通ネットワークの形成をはじめ、温室効果ガス吸収源となる緑の保全を推進します。

### ■ 主な取組

#### ① まちの脱炭素化の推進【事業主体：市、市民、事業者、関係機関】

##### 【コンパクトなまちづくり】

現在の都市基盤を有効に活用しながら、社会資本の効率的な整備を進め、都市核を中心に、既存の地域の生活拠点、産業系拠点を生かしつつ、自然、歴史・文化、スポーツなど、様々な交流拠点との連携性を高め、それぞれの特性に合わせた都市機能、居住機能の充実を図ります。

##### 【建築物の脱炭素化】

断熱素材の使用や創エネ・省エネ設備の導入、エネルギー管理システム（HEMS、BEMS）による効率的な設備運用など、ZEH や ZEB の基準を満たす建築物の導入を促進します。

##### 【交通手段の脱炭素化】

公共交通の利便性を向上させるとともに、利用しやすいバス路線の構築を促進します。あわせて、自転車通行空間の整備やシェアサイクル事業の充実を図り、自転車に乗りやすい環境づくりを進めるほか、モビリティ・マネジメントにより、公共交通の適切な利用を促進します。

##### 【道路交通の脱炭素化】

交通混雑の緩和に向けた取組を進めるとともに、道路照明への LED 照明の導入、脱炭素型の建設素材活用の検討など、道路交通の脱炭素化を推進します。

##### 【次世代自動車を利用しやすい環境整備】

電気自動車や燃料電池車等の次世代自動車の導入促進を図るため、公共施設への充電設備導入を進めるほか、民間の充電設備や水素ステーションの普及啓発を行うなど、利用しやすい環境整備に努めます。

## コラム モビリティ・マネジメント

モビリティ・マネジメントとは、当該の地域や都市を「過度に自動車に頼る状態」から「公共交通や徒歩等を含めた多様な交通手段を適度に、賢く利用する状態」へと少しずつ変えていく、住民や職場組織等に働きかけ、自発的な行動の転換を促していくコミュニケーションを中心とした交通施策です。本市でもモビリティ・マネジメントによる交通手段の脱炭素化を図っていきます。

### モビリティ・マネジメントのイメージ



## ② 温室効果ガス吸収源対策の推進【事業主体：市、市民、事業者、関係機関、関係団体】

### 【公園・緑地の整備】 3-1-① 3-3-①

生物を育む場であるほか、二酸化炭素の吸収や水質の浄化、土砂災害の防止など、多面的な機能を持つ緑を保全するため、公園・緑地の計画的な整備を推進します。

### 【森林の保全】 3-1-① 3-3-①

平地林、私有林の保全やナラ枯れ、松くい虫被害対策を進めるとともに、森林ボランティア活動を促進するなど、森林保全を推進します。  
また、特別緑地保全地区の保全や保存樹等の適正管理の促進を図り、貴重な樹木や樹林地を保全します。

### 【身近な緑の創出】 3-3-① 4-2-①

屋上緑化や緑のカーテン、生け垣の設置など、建築物等の緑化を推進し、緑視率の向上を図ります。

### 【木材利用の推進】

森林資源の循環利用を図るため、公共建築物等における地域木材の利用を推進するとともに、情報の周知・啓発に努め、家庭、事業所等への木材の導入を促進します。

### 【グリーンインフラの推進】 3-1-① 3-3-①

宅地開発時の緑化や都市公園整備、道路緑化、多自然川づくりなど、グリーンインフラを推進し、生物多様性の保全・再生、安全・快適な空間づくり、魅力的な地域づくり、脱炭素化を図ります。

## 主要施策 1 - 4 気候変動適応の推進

■ **対応する課題** 適応策の認知度を高めながら、取組を推進する必要がある（10 ページ）。

### ■ 主要施策の方向性

気候変動への対応には、温室効果ガスを削減する「緩和策」に加え、温室効果ガスを削減しても避けられない影響を回避・軽減する「適応策」の取組も重要です。気候変動によるリスクや影響を最小限とするため、本市への影響が懸念される分野について、「適応策」の取組を進めるとともに、市民、事業者が適切な行動を取れるよう「適応策」の理解促進を図ります。

### ■ 主な取組

#### ① 気候変動適応の理解促進【事業主体：市、関係機関、関係団体】

##### 【気候変動適応の理解促進】

気候変動適応に関する国、県、気候変動適応センターが発信する情報や市の取組について、市ホームページをはじめ、環境イベント等で周知・啓発を図り、市民、事業者の「適応策」への理解促進を図ります。

#### ② 気候変動適応の推進【事業主体：市、市民、事業者、関係機関、関係団体】

##### 【農業被害対策の推進】

高温耐性品種に係る情報発信を実施するなど、農業分野における気候変動による影響の回避・軽減に努めます。

##### 【水資源対策の推進】

渇水のリスクに備え、適切な水の利用を周知します。  
また、雨水を有効利用する雨水貯留施設について、補助制度等により家庭や事業所への設置を促進するほか、公共施設への導入を推進します。

##### 【自然生態系被害対策の推進】

自然調査等により、気候変動による自然生態系への影響を的確に把握し、市ホームページ等で発信します。あわせて、各事業主体が連携した自然生態系への影響防止対策を推進します。

##### 【自然災害対策の推進】

ハザードマップの作成と周知等による防災意識の普及啓発を図るとともに、防災ラジオや SNS 等を活用した防災情報の伝達体制の強化に努めます。  
また、避難所の機能強化を図るほか、浸水被害の軽減に向け、都市下水路の整備を進めるなど、災害に備えた取組を推進します。

##### 【健康被害対策の推進】

熱中症予防情報を発信するほか、クーリングシェルターの指定など、熱中症予防を推進します。  
また、気候変動の影響により拡大が懸念される感染症について、予防の普及啓発に努めます。

## コラム 気候変動の影響と適応策

国立環境研究所が適応策に係る情報を発信する「気候変動適応情報プラットフォーム」において、コラム図2のように各分野における現状・将来予想と考えられる適応策が紹介されています。

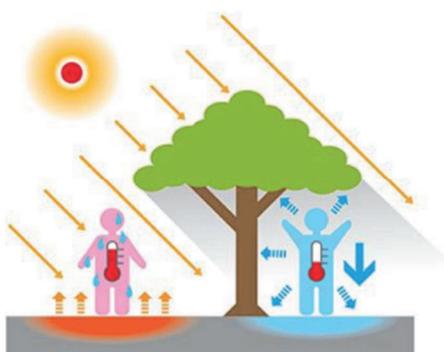
コラム図2 気候変動の影響と適応策



(出典：気候変動適応情報プラットフォーム、国立研究開発法人国立環境研究所)

また、環境省のまちなかの暑さ対策ガイドラインでは、「盛夏においては、樹木の陰で、暑さ指数(WBGT)が2程度、体感温度で7℃程度低い。」と紹介されています。様々な方法、場所で適応策に取り組んでみましょう。

コラム図3 日向と木陰の暑さ指数(WBGT)の違いのイメージ



(出典：まちなかの暑さ対策ガイドライン、環境省)

コラム図4 日常生活に関する指針

暑さ指数(WBGT)による基準域	注意すべき生活活動の目安	日常生活における注意事項
危険 31以上	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
嚴重警戒 28以上 31未満	中等度以上の生活活動でおこる危険性	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 25以上 28未満	強い生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的要充分に休息を取り入れる。
注意 25未満	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

(出典：日常生活における熱中症予防指針 Ver4、日本生気象学会)

(1) 基本的事項

■ 取組が貢献する主なSDGsのゴール



■ 施策一覧

主要施策2-1 ごみ減量化の推進	① ごみの発生抑制（リデュース）の促進 ② 再使用（リユース）の促進
主要施策2-2 再資源化（リサイクル）の推進	① 分別等による再資源化の促進 ② 事業主体ごとの再資源化拡大の促進
主要施策2-3 適正な処理・運営の推進	① 適正なごみ排出の促進 ② 効率的なごみの収集・運搬、施設の適正管理の推進 ③ 災害時のごみ処理対策の推進

■ 目標指標

指標	現況 (2022(令和4)年度)	目標 (2030(令和12)年度)
一人一日当たりのごみ排出量	1,002g	870g
リサイクル率	26.3%	30.0%

■ 主な関連個別計画

- ごみ処理基本計画      ● 食品ロス削減推進計画      ● 災害廃棄物処理計画
- 地球温暖化対策実行計画      ● ゼロカーボンアクションプラン

## (2) 主要施策ごとの取組

### 主要施策2-1 ごみ減量化の推進

■ **対応する課題** ごみの排出量を抑制する必要がある（12 ページ）。

#### ■ 主要施策の方向性

私たちの暮らしや事業活動から排出されるごみは、処理の過程で温室効果ガスを発生するほか、埋立地を必要とするなど、様々なところで環境に影響を及ぼしています。循環型社会形成に向け、最優先事項の取組として、食品ロス削減をはじめとするごみの発生抑制（リデュース）やライフスタイルの転換による再使用（リユース）など、ごみの減量化に取り組みます。

#### ■ 主な取組

##### ① ごみの発生抑制（リデュース）の促進【事業主体：市、市民、事業者、関係団体、関係機関】

###### 【ごみ減量に係る意識啓発】

イベント（環境フェア、ごみゼロの日キャンペーン）や関連刊行物（ごみ分別パンフレット、ごみ収集カレンダー、ごみマガ！等）での情報発信により、ごみ減量に係る意識啓発を図ります。

###### 【食品ロス削減の推進】

「みと食べきり運動協力店」の普及や「30・10（さんまる・いちまる）運動」、「3・10（みと）チェック運動」の促進など、食品を残さない食べきり運動を推進します。  
また、「きずな BOX」を活用したフードドライブ等により、未利用食品の有効活用を推進します。

###### 【プラスチックごみの削減】

海洋流出により自然生態系へ影響を及ぼすほか、温室効果ガス発生の原因ともなるプラスチックごみについて、エコバッグ、マイボトルの使用を促進するなど、削減を図ります。  
また、製品プラスチックの分別収集や再商品化手法の検討を行います。

###### 【家庭ごみ減量化の促進】

食品ロスやプラスチックごみの削減のほか、生ごみ処理機器購入補助制度による生ごみの減量化など、家庭ごみの減量化を促進します。

###### 【事業系ごみ減量化の促進】

事業者向けのごみ減量セミナー等を実施するとともに、事業系ごみガイドライン・マニュアルの作成やごみ減量優良事業所表彰制度の創設を検討するなど、事業系ごみの減量化、分別排出及び適正排出を推進します。

##### ② 再使用（リユース）の促進【事業主体：市、市民、事業者】

###### 【ライフスタイルの転換による再使用の推進】

再使用（リユース）の取組事例等の情報を発信するとともに、使用可能な粗大ごみのリユース事業を検討するなど、使い捨て中心から、繰り返し使うライフスタイルへの転換を促進します。

## コラム 「食品ロス」ってなあに？

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。日本の2021（令和3）年度の食品ロスは523万トン（農林水産省、環境省公表）にもなり、国民一人当たり換算すると、お茶碗約一杯分（約114グラム）の食べものが毎日捨てられていることになります。

大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、本市でも食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減に積極的に取り組んでいます。



←食品ロス削減に向けた取組を実践する市内の飲食店、宿泊施設、食品販売店等を「みと食べきり運動協力店」として登録しています。

食品を必要としている人や施設等に提供するため、誰でも寄付することができる常設型の食品受け取り箱「きずなBOX」を設置しています。



## 主要施策2-2 再資源化（リサイクル）の推進

■ **対応する課題** リサイクル率を高める必要がある（13ページ）。

### ■ 主要施策の方向性

循環型社会の形成には、ごみの排出量を抑制するとともに、排出されるごみを限りある資源として循環させる再資源化（リサイクル）も重要となります。このため、分別の徹底に向けた意識啓発やペットボトルの水平リサイクルなど、再資源化に資する取組を推進します。

### ■ 主な取組

#### ① 分別等による再資源化の促進【事業主体：市、市民、事業者、関係団体、関係機関】

##### 【分別の推進】

ペットボトル及びプラスチック製容器包装の集積所における分別収集をはじめ、現行の5種16分別の周知啓発や使用済み小型家電の一層の回収を推進します。

また、集団資源物回収優良団体の表彰等により、市民団体等のリサイクル活動を促進します。

##### 【分別・排出区分の拡充と再資源化の拡大】

乾電池や蛍光管、スプレー缶等の有害ごみの適正な分別排出の周知を行うほか、分別品目拡大やペットボトルの水平リサイクルを推進します。

② 事業主体ごとの再資源化拡大の促進【事業主体：市、市民、事業者、関係団体、関係機関】

【市民、事業者におけるリサイクル実践行動】

集団資源物回収を実施する団体への支援を行うなど、市民一人一人のごみ分別・再資源化に係る取組を促進します。

また、店頭回収やリサイクル商品の販売等に取り組む事業者をエコ・ショップとして認定するなど、民間再資源化事業者による再資源化の取組を促進します。

【市におけるリサイクル実践行動】

職員のごみ減量や再資源化に対する意識啓発を図り、公共施設におけるごみ減量・分別の取組を推進します。

また、剪定枝粉碎機の無料貸出や公園等から発生する剪定枝のチップ化など、剪定枝の再資源化を推進します。

コラム ごみの分別に取り組もう！

本市では、2020（令和2）年4月からプラスチック製容器包装や白色トレイの分別回収を開始するなど、ごみの分別方法を変更しました。ごみの分別によるリサイクルの推進は、循環型社会の形成や地球温暖化の防止につながることから、少し面倒に思うかもしれませんが、協力してごみの分別に取り組んでいきましょう。

水戸市役所に設置した小型家電回収ボックス



コラム図5 分け方・出し方の基本ルール

分け方・出し方の基本ルール

下野町の水戸市清掃工場（えこみっと）が、令和2年4月に供用開始となり、水戸市全域の資源物とごみの分け方・出し方の基本ルールを統一しました。

種	分別	排出場所	回収回数 (※2)	収集容器等	ページ	
1 資源物	紙類	① 新聞紙	資源物 A 月2回	分別区分ごとに ひとてしばる	3	
		② ダンボール				
		③ その他の紙類				
		④ 紙パック				
	資源物 B 月2回	⑤ 布類	資源物 B 月2回	分別区分ごとに 無色の透明・ 半透明の中身が 見える袋	4	
		⑥ びん・缶類				
		⑦ ペットボトル				
		⑧ 白色トレイ				
		⑨ プラスチック製容器包装				
		⑩ 小型家電				拠点(※1)
2	⑪ 燃えるごみ	集積所	週2回	収集袋・処理券	8	
	3	⑫ 燃えないごみ	集積所	月2回	収集袋・処理券	9
	4 布類ごみ	⑬ 乾電池	拠点(※1)	—	回収ボックス	10
		⑭ 蛍光管、水銀体温計	集積所	月2回	分別区分ごとに 無色の透明・ 半透明の中身が 見える袋	
		⑮ スプレー缶、カセットボンベ、ガスライター				
5	⑯ 粗大ごみ	申込制による戸別収集	—	—	11	

(※1) 市民センターなど  
(※2) 収集日が祝日も通常通りの収集を行います。ただし、年末年始は休みのため、収集を行いません。

① 資源物とごみの分け方・出し方／分け方・出し方の基本ルール

(R5.11 発行 資源物とごみの分け方・出し方、水戸市)

## 主要施策2-3 適正な処理・運営の推進

■ **対応する課題** 適正なごみ処理を推進する必要がある（13ページ）。

### ■ 主要施策の方向性

ごみの排出から処分に至る各段階において、ごみ排出ルールの徹底や収集運搬体制の効率化、ごみ収集サービスの向上等の取組を進めるとともに、安全・安心な暮らしを支える社会基盤であるごみ処理施設が持続的に安定して機能するよう、適正な管理・運営を推進します。また、災害時等の緊急時においても適正かつ円滑・迅速な対応ができるよう、日頃から廃棄物処理体制の維持・確保を図ります。

### ■ 主な取組

#### ① 適正なごみ排出の促進【事業主体：市、市民、事業者、関係団体、関係機関】

##### 【ごみ排出ルールの徹底】

ごみの分け方・出し方について周知啓発するとともに、自治会や町内会、集合住宅の管理者等と連携し、集積所へのごみ排出ルールの徹底を図ります。

##### 【不法投棄の防止】

不法投棄に関する情報発信を行うほか、不法投棄防止協力員や関係機関と連携したパトロール及び通報体制の強化、不法投棄監視カメラの効果的な活用など、不法投棄の防止対策を進めます。

#### ② 効率的なごみの収集・運搬、施設の適正管理の推進【事業主体：市、事業者、関係機関】

##### 【収集・運搬体制の効率化、ごみ収集サービスの向上】

ごみの収集・運搬における民間活力を活用し、事務の効率化、市民サービスの維持・向上を図ります。

また、申込制による粗大ごみの戸別収集の取組を周知するほか、高齢者や障害者へのごみ出し支援を検討し、ごみ収集サービスの向上に取り組みます。

##### 【ごみ処理施設等の適正管理】

ごみの安定的、効率的な処理を推進するため、清掃工場「えこみっと」や第三最終処分場を適正に管理するとともに、既に埋め立てが完了している第一、第二最終処分場の適正な水質管理を行います。

#### ③ 災害時のごみ処理対策の推進【事業主体：市、関係機関】

##### 【災害時のごみ処理対策】

災害時に備え、関係機関等との連携の強化や必要な機材の確保を図ります。災害発生時には、災害廃棄物の適正処理、再資源化に取り組みます。

## 基本方針3 豊かな自然環境の保全と共生

### (1) 基本的事項

#### ■ 取組が貢献する主なSDGsのゴール



#### ■ 施策一覧

主要施策3-1 生物多様性の保全	① 多様な生物を育む環境づくりの推進 ② 希少種の保護、外来種対策の推進
主要施策3-2 水環境の保全と整備	① 河川・湖沼の水質浄化 ② 親しまれる水辺環境の創出 ③ 治水・雨水対策の推進
主要施策3-3 緑の保全	① 緑の保全

#### ■ 目標指標

指標	現況 (2022(令和4)年度)	目標 (2030(令和12)年度)
河川の生物化学的酸素要求量(BOD)に係る環境基準の達成率※	8 / 8河川	8 / 8河川
千波湖の化学的酸素要求量(COD) (千波湖中央の年間75%値)	10.0mg/l	8.0mg/l以下
汚水処理人口普及率	93.6%	95.5%
都市公園の市民一人当たりの面積	12.0㎡	12.5㎡

※ 環境基準が指定されている那珂川、藤井川、石川川 (A 類型)、瀬沼川、瀬沼前川 (B 類型)、桜川、逆川、沢渡川 (C 類型) の8河川を対象とします。

#### ■ 主な関連個別計画

- 緑の基本計画
- 農業基本計画
- 雨水排水施設整備プログラム

## (2) 主要施策ごとの取組

### 主要施策3-1 生物多様性の保全

■ **対応する課題** 動植物の生息環境の保全を図る必要がある（18 ページ）。

#### ■ 主要施策の方向性

本市は、西北部の丘陵地区に広がる緑地や那珂川、千波湖をはじめとする河川・湖沼など、豊かな自然を有し、それぞれの自然環境に適応した動植物により、生物多様性が構成されています。長い年月をかけて形成された貴重な自然環境を守り、生物多様性を保全していくため、生物の生息・生育環境の保全を図るとともに、希少種の保護や外来種対策を実施するなど、ネイチャーポジティブに向けた取組を推進します。

#### ■ 主な取組

##### ① 多様な生物を育む環境づくりの推進【事業主体：市、市民、事業者、関係機関、関係団体】

###### 【自然環境の把握】

効果的な自然環境保全に取り組むため、自然環境調査を実施するなど、市内の自然環境の情報収集を図り、現状把握に努めます。

###### 【公園・緑地の整備】 1-3-2 3-3-1

生物を育む場であるほか、二酸化炭素の吸収や水質の浄化、土砂災害の防止など、多面的な機能を持つ緑を保全するため、公園・緑地の計画的な整備を推進します。

###### 【森林の保全】 1-3-2 3-3-1

平地林、私有林の保全やナラ枯れ、松くい虫被害対策を進めるとともに、森林ボランティア活動を促進するなど、森林保全を推進します。

また、特別緑地保全地区の保全や保存樹等の適正管理の促進を図り、貴重な樹木や樹林地を保全します。

###### 【水辺環境の保全】 3-2-2

生物の生息・生育環境となるとともに、水質浄化にも寄与するビオトープづくりを推進します。また、ホタル生息地の除草を行うなど、水辺環境の保全を図ります。

###### 【農地の保全】

生物の生息・生育環境になるなど、生物多様性の保全における重要な役割を有する優良農地の維持・保全を図ります。あわせて、環境保全型農業や有機農業など、環境に優しい農業を推進します。

【自然環境保全意識の啓発】

千波湖環境学習会や森林公園での自然観察会等を通して、自然に親しむとともに、自然を大切に  
する意識を育み、自然保護への理解を深めます。

【市民主体の生物多様性保全】

「自然共生サイト」の認定に向けた支援を行うなど、市民、事業者主体の生物多様性の取組を促  
進します。

【グリーンインフラの推進】 1-3-2 3-3-1

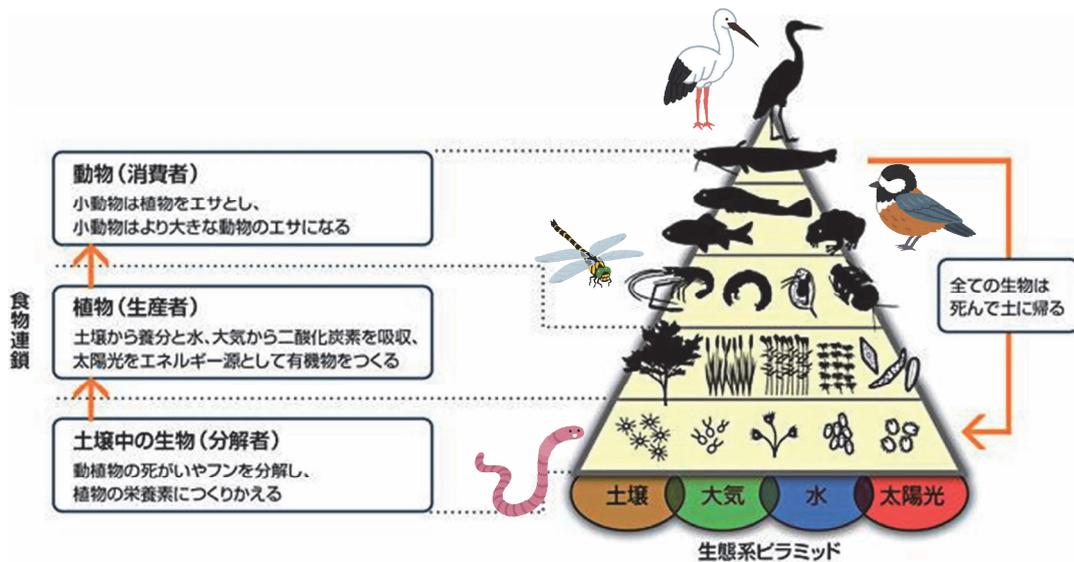
宅地開発時の緑化や都市公園整備、道路緑化、多自然川づくりなど、グリーンインフラを推進  
し、生物多様性の保全・再生、安全・快適な空間づくり、魅力的な地域づくり、脱炭素化を図り  
ます

コラム なぜ生物多様性保全が重要なのか？

コラム図6の生態系ピラミッドが示すとおり、全ての生物は互いに支えあいながら生き  
ています。もし、ある生物が減ってしまうと、その生物を餌とする生物も減ってしまいま  
す。こうした影響は、生物多様性のバランスを崩し、最終的には地域全体の生態系の危機  
につながっていきます。

将来、人間を含めた全ての生物が安心して生きていくためには、地球全体で生物多様性  
を守ることがとても大切になります。

コラム図6 生態系ピラミッド



(出典：国土交通省)

② 希少種の保護、外来種対策の推進【事業主体：市、市民、事業者、関係団体、関係機関】

【希少種の保護】

スナヤツメやホトケドジョウ等の市内に生息する希少な動植物を保護するとともに、広報・啓発により、希少種の保護に係る意識啓発を図ります。

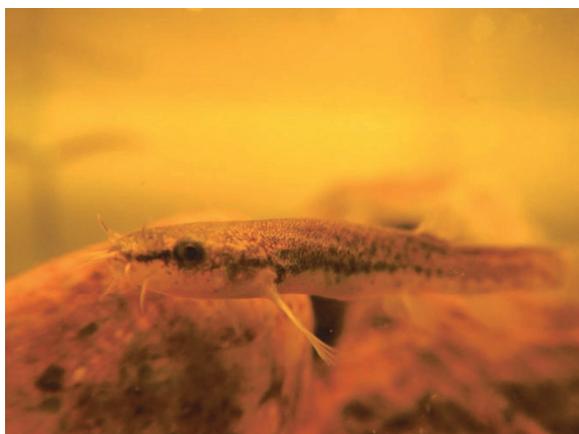
【特定外来生物等の対策】

市内で分布が確認されているアライグマやオオキンケイギク等の特定外来生物について、在来種への影響を軽減するため、防除に取り組みます。

また、農作物被害対策等のため、イノシシ等の有害鳥獣の管理を推進します。

<保護活動を行っている希少種>

ホトケドジョウ



スナヤツメ



<防除を実施している特定外来生物>

アライグマ



オオキンケイギク



## 主要施策3-2 水環境の保全と整備

■ **対応する課題** 千波湖等の水質を改善する必要がある（20ページ）。

### ■ **主要施策の方向性**

本市は、多くの河川や湖沼に囲まれた水の都と呼ぶにふさわしいまちです。この美しい水環境を将来にわたって保全し、より市民に親しまれるものとするため、本市のシンボル空間である千波湖の水質浄化を図るとともに、水辺空間を整備するなど、親しまれる河川・湖沼づくりを推進します。また、浸水被害の防止に向け、治水・雨水対策を推進するなど、良好な水循環・水環境の創出を図ります。

### ■ **主な取組**

#### ① 河川・湖沼の水質浄化【事業主体：市、市民、事業者、関係団体】

##### 【水質の監視】

河川・湖沼の水質の状況を把握するため、計画的、継続的な水質調査を実施し、その結果を公表します。

##### 【生活排水対策の推進】 4-1-①

公共下水道（汚水）の整備を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置を促進し、家庭等から排出される生活排水の流入による河川・湖沼の水質汚濁防止を図ります。

また、農業集落排水施設の適正管理、し尿投入施設の整備など、様々な方法で生活排水の適正かつ効果的な処理を推進します。

##### 【千波湖、大塚池の水質浄化】

千波湖において、水質や景観の悪化を引き起こすアオコの発生を抑制するため、導水事業を実施するとともに、噴水の効果的な運用やビオトープの整備等を推進します。

また、大塚池の水質改善に向けた取組を進めます。

#### ② 親しまれる水辺環境の創出【事業主体：市、市民、事業者、関係団体、関係機関】

##### 【偕楽園、千波湖周辺の整備】 3-3-①

本市のシンボル空間である偕楽園、千波湖周辺について、水戸ならではの景観の形成を図るなど、更なる魅力づくりを推進し、より市民に親しまれる環境を創出します。

##### 【水辺環境の保全】 3-1-①

生物の生息・生育環境となるとともに、水質浄化にも寄与するビオトープづくりを推進します。

また、ホタル生息地の除草を行うなど、水辺環境の保全を図ります。

#### 【水辺環境の美化の推進】 4-3-①

那珂川水系や桜川水系のクリーン作戦など、河川の清掃活動に取り組み、水辺環境の美化を推進するとともに、環境保全意識の高揚を図ります。

#### 【湧水の保全】

湧水の水質調査を実施するとともに、渡里湧水群での取組をはじめとした、市民、事業者の取組を促進し、協働による湧水の保全を図ります。

### ③ 治水・雨水対策の推進【事業主体：市、市民、事業者、関係機関】

#### 【治水・雨水対策の推進】

動植物の生態系に配慮しながら、河川整備をはじめとする治水対策を進めるとともに、都市下水路等の雨水を流す施設や調整池等の雨水を貯める施設の整備を推進します。

## コラム 水戸市のシンボル空間「千波湖」

千波湖は偕楽園の下に広がる淡水湖で、その自然豊かな空間は多くの市民や観光客に親しまれています。

千波湖は、約2万年前の氷河期や6,000年前頃まで続いた海面上昇の影響でできた浅い沼が、江戸時代初期に水戸藩の城下町建設が進められた際、水戸城の堀として、人力で整備されたことで形成されました。その後、大正時代の初めから荒廃等が目立つようになったことから、昭和にかけて干拓・開田が進められた際に大部分が埋め立てられ、現在の形になりました。

千波湖



現在、本市では、市民、事業者、関係団体、市の協働で千波湖の南側の各地にビオトープを整備しています。ビオトープは、ドイツ語のBIO（バイオ：生きもの）とTOP（トープ：場所）の合成語で「生きものの暮らす場所」という意味を持ち、本来の生態系を復元するものです。水質浄化や水生生物がより住みやすい環境づくりに効果的です。千波湖のアオコ防止のため、クロロフィルaの値等を確認しながら、取組を進めていきます。

千波湖ビオトープと整備活動の様子



## 主要施策3-3 緑の保全

■ **対応する課題** 緑の保全など、自然環境を維持・向上する取組が必要である（20 ページ）。

### ■ 主要施策の方向性

本市は、日本三名園の一つである偕楽園、市民の憩いのオアシスと親しまれている千波公園、あじさいの名所で知られる保和苑等の公園、千波湖周辺や市街地北側等に広がる緑地により、身近に緑を感じることができます。引き続き、本市が誇る豊かな緑を将来にわたって保全する取組を推進します。

### ■ 主な取組

#### ① 緑の保全【事業主体：市、市民、事業者、関係団体、関係機関】

##### 【グリーンインフラの推進】 1-3-② 3-1-①

宅地開発時の緑化や都市公園整備、道路緑化、多自然川づくりなど、グリーンインフラを推進し、生物多様性の保全・再生、安全・快適な空間づくり、魅力的な地域づくり、脱炭素化を図ります。

##### 【公園・緑地の整備】 1-3-② 3-1-①

生物を育む場であるほか、二酸化炭素の吸収や水質の浄化、土砂災害の防止など、多面的な機能を持つ緑を保全するため、公園・緑地の計画的な整備を推進します。

##### 【森林の保全】 1-3-② 3-1-①

平地林、私有林の保全やナラ枯れ、松くい虫被害対策を進めるとともに、森林ボランティア活動を促進するなど、森林保全を推進します。

また、特別緑地保全地区の保全や保存樹等の適正管理の促進を図り、貴重な樹木や樹林地を保全します。

##### 【偕楽園、千波湖周辺の整備】 3-2-①

本市のシンボル空間である偕楽園、千波湖周辺について、水戸ならではの景観の形成を図るなど、更なる魅力づくりを推進し、より市民に親しまれる環境を創出します。

##### 【身近な緑の創出】 1-3-② 4-2-①

屋上緑化や緑のカーテン、生け垣の設置など、建築物等の緑化を推進し、緑視率の向上を図ります。

(1) 基本的事項

■ 取組が貢献する主なSDGsのゴール



■ 施策一覧

主要施策4-1 公害の未然防止	① 大気・水・土壌環境の保全 ② 騒音・振動・悪臭の防止 ③ 化学物質等への対応
主要施策4-2 良好なまちなみの維持・向上	① 良好な都市景観の形成 ② 歴史的、文化的景観の保全
主要施策4-3 環境美化の推進	① 環境美化の推進

■ 目標指標

指標	現況 (2022(令和4)年度)	目標 (2030(令和12)年度)
大気汚染に係る環境基準適合状況※	適合	適合
光化学オキシダント注意報の年間発令日数	0日	0日
生活環境(騒音、悪臭、排気ガス等)の状況に満足している市民の割合(環境に関する市民アンケート)	24.7%	50.0%
まちなみや景観等の整備に満足している市民の割合(1万人アンケート)	31.6%	50.0%

※ 対象は、水戸市石川測定局における二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素

■ 主な関連個別計画

- 都市計画マスタープラン
- 景観計画
- 歴史的風致維持向上計画

## (2) 主要施策ごとの取組

### 主要施策4-1 公害の未然防止

■ **対応する課題** 公害の未然防止及び有害な化学物質への対応が必要である（23 ページ）。

#### ■ 主要施策の方向性

快適な生活環境を維持していくため、私たちの日々の生活や事業活動による環境への影響を低減し、公害の未然防止を図ることが求められています。このため、各監視体制の強化や発生源対策を推進するなど、大気・水・土壌環境の保全及び騒音・振動・悪臭の防止に努めます。また、環境汚染だけでなく、健康被害も引き起こす有害物質について周知啓発を図るなど、対策を推進します。

#### ■ 主な取組

##### ① 大気・水・土壌環境の保全【事業主体：市、市民、事業者、関係機関】

###### 【大気環境の監視と発生源対策の推進】

市内三地点に設置した測定局で大気の常時監視を実施し、状況を把握するとともに、健康被害の防止に向け、適切な注意喚起を行います。

また、工場や事業所等に対する調査を実施し、法令の遵守や施設の適正管理を指導するとともに、必要に応じて、市と事業者が協定を締結し、公害防止を推進します。

###### 【水環境の監視と発生源対策の推進】

河川・湖沼の水質の状況を把握するため、計画的、継続的な水質調査を実施し、その結果を公表します。

また、工場や事業所等に対する調査を実施し、法令の遵守や施設の適正管理を指導するとともに、必要に応じて、市と事業者が協定を締結し、公害防止を推進します。

###### 【生活排水対策の推進】 3-2-①

公共下水道（汚水）の整備を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置を促進し、家庭等から排出される生活排水の流入による河川・湖沼の水質汚濁防止を図ります。

また、農業集落排水施設の適正管理、し尿投入施設の整備など、様々な方法で生活排水の適正かつ効果的な処理を推進します。

###### 【土壌環境の監視と発生源対策の推進】

3,000㎡以上など、一定の条件に該当する土地の形質変更を行う際は、市への届出を徹底させるほか、計画的、継続的な地下水調査を実施するなど、土壌環境の監視に努めます。

また、土壌汚染が確認された場合は、適正な対応が図られるよう、土地の所有者等に対する助言・指導を行います。

## ② 騒音・振動・悪臭の防止【事業主体：市、市民、事業者、関係団体】

### 【騒音・振動対策の推進】

自動車騒音の定期的な調査を行い、現状を把握するとともに、必要に応じて道路管理者に改善を要請するなど、自動車騒音の防止を図ります。

また、工場や事業所、作業現場等に対する調査を実施し、法令の遵守や施設の適正管理、機器の適正使用を指導するとともに、必要に応じて、市と事業者が協定を締結し、公害防止を推進します。

さらに、一般家庭やイベント等で発生する騒音について注意喚起を行います。

### 【悪臭防止対策の推進】

工場や事業所等に対する調査を実施し、法令の遵守や施設の適正管理を指導するとともに、必要に応じて、市と事業者が協定を締結し、公害防止を推進します。

また、一般家庭やイベント等で発生する悪臭について、注意喚起を行います。

さらに、生活環境の保全上支障が生じる野焼きの防止に取り組みます。

## コラム 身近な公害問題

公害とは、環境基本法の中で、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と規定されています。

ここで言う事業活動というのは、会社や工場、お店が行う様々な活動を指しており、「工場から汚い水や煙が出ている。」「お店から流れてくる音がうるさい。」といったことが事業活動による公害です。また、その他の人の活動も対象になっており、全ての人の活動が公害の原因になるとされています。

市に寄せられる苦情相談の多くは「臭い。」「うるさい。」といった人の感覚器官に直接訴えかけるような内容となっており、「肥料として畑にまかれた堆肥から悪臭が漂ってくる。」「薪ストーブを設置している家庭から出る煙が、自宅の方にまで漂ってくる。」「隣の家の楽器の演奏音やアパートの上階に住む人の物音がうるさい。」など、普通に生活を営むだけで苦情の当事者となる場合があります。

また、日常生活で使用する合成洗剤や柔軟剤、化粧品類等に含まれる合成香料（化学物質）が原因となり、化学物質過敏症を発症する「香害」に悩む方もいます。

これらについては、法令上の規制がかからないため、当事者間の問題となり、円満に解決することが難しいケースもあります。周辺の方々への配慮を心がけるなど、日常生活で一人一人がより良い生活環境で過ごせるよう協力しましょう。



### ③ 化学物質等への対応【事業主体：市、事業者、関係機関】

#### 【有害な化学物質への対応】

有害大気汚染物質モニタリング及びダイオキシン類調査を実施し、大気中の有害な化学物質の状況把握に努めるとともに、関係機関等との連携強化を図ります。

また、解体工事の際のアスベストの適正処理について、助言・指導を行います。

#### 【PFAS への対応】

PFAS に関する情報収集に努め、適正な情報発信を行うなど、市民の不安軽減につながる広報・啓発を図ります。

#### 【放射性物質への対応】

公共施設、個人住宅等の空間放射線量の測定や農作物の放射性物質検査など、放射性物質の現状把握に努めるとともに、市民の不安軽減につながる適正な情報発信を行います。

## 主要施策4-2 良好なまちなみの維持・向上

■ **対応する課題** 身近な生活環境の維持・向上を図る必要がある（23 ページ）。

### ■ 主要施策の方向性

本市の景観は、千波湖、桜川、那珂川といった水辺環境、それらを取り囲む多くの緑地から形成される豊かな自然、弘道館や偕楽園等の歴史的、文化的資源、芸術館等の現代的な建築物が大きな特色となっており、その一体感、融合性、コントラストのある景観が「水戸らしさ」を醸し出し、都市としての魅力ある景観を形成しています。この特色あるまちなみは、本市の貴重な財産であることから、これらの価値の維持・向上を図り、良好な景観形成を推進します。

### ■ 主な取組

#### ① 良好な都市景観の形成【事業主体：市、市民、事業者、関係団体、関係機関】

##### 【良好な市街地景観の形成】

景観ガイドライン等による景観誘導や公共施設における先導的な景観形成により、良好な市街地景観の形成を図ります。

##### 【良好な道路景観の形成】

電線の地中化や景観と調和した街路灯、誘導サインの整備など、良好な道路景観の形成を図るとともに、街路樹の景観機能、緑陰機能、暑熱軽減機能等を生かす適切な維持・管理を推進します。

##### 【身近な緑の創出】 ①-3-② ③-3-①

屋上緑化や緑のカーテン、生け垣の設置など、建築物等の緑化を推進し、緑視率の向上を図ります。

## ② 歴史的、文化的景観の保全【事業主体：市、関係団体】

### 【文化財等の保全と活用】

弘道館をはじめとする歴史的、文化的資源の保全を図るとともに、弘道館、水戸城跡周辺の更なる魅力づくりを推進するなど、水戸ならではの景観の形成を図ります。

### 【世界遺産登録に向けた取組の推進】

歴史的、文化的な遺産の保全を推進するため、足利市、日田市、備前市と連携し、弘道館、偕楽園を含む四市の教育遺産を「近世日本の教育遺産群」として、世界遺産登録を目指します。

弘道館



水戸城大手門



## 主要施策4-3 環境美化の推進

■ **対応する課題** 身近な生活環境の維持・向上を図る必要がある（23 ページ）。

### ■ 主要施策の方向性

快適な生活環境の保全に向けては、空き缶やたばこのポイ捨て、飼い犬のふん害、空き家、落書き等への対策も重要となります。このため、広報・啓発により、市民や事業者のモラル、マナーの向上を図るなど、環境美化意識の醸成による身近な生活環境の美化を推進します。

### ■ 主な取組

#### ① 環境美化の推進【事業主体：市、市民、事業者、関係機関、関係団体】

##### 【身近な環境の美化の推進】

看板やチラシの配布、広報紙への記事掲載、定期的な巡回指導により、空き缶、たばこのポイ捨てや飼い犬のふんの放置の防止を図るなど、身近な環境の美化を推進します。

##### 【花育活動の促進】

花壇コンクールやはなふるたうん事業を通して、市民主体の地域の花育活動を促進し、花で囲まれた空間の形成を図ります。

##### 【空き家・空き地、落書き対策等の推進】

管理不良の空き家・空き地や放置自転車の対策を講じます。  
また、関係機関等と連携しながら、落書きの消去や未然防止対策を推進します。

##### 【水辺環境の美化の推進】 3-2-②

那珂川水系や桜川水系のクリーン作戦など、河川の清掃活動に取り組み、水辺環境の美化を推進するとともに、環境保全意識の高揚を図ります。

図 22 水戸市で配布する啓発看板



桜川水系クリーン作戦の様子



(1) 基本的事項

■ 取組が貢献する主なSDGsのゴール



■ 施策一覧

主要施策5-1 環境教育・環境学習の充実	① 学校等における環境教育の推進 ② 多様な環境学習機会の充実
主要施策5-2 協働での環境活動	① 協働での環境活動

■ 目標指標

指標	現況 (2022(令和4)年度)	目標 (2030(令和12)年度)
水戸市環境フェアをはじめとする環境イベントへの参加者数	3,156人	10,000人
環境教育や環境学習に満足している市民の割合(環境に関する市民アンケート)	14.5%	35.0%

■ 主な関連個別計画

- 教育施策大綱
- 消費者教育推進計画

## (2) 主要施策ごとの取組

### 主要施策5-1 環境教育・環境学習の充実

■ **対応する課題** 参加しやすい環境教育・環境学習の場を作る必要がある（26 ページ）。

#### ■ 主要施策の方向性

多様な環境問題に対応し、長期的な視点で環境を保全していくためには、環境に関する知識や理解を深めていくことが重要です。このため、学校での環境教育をはじめ、環境イベントや講演会の開催など、あらゆる機会を通して環境学習を推進し、一人一人の環境意識を深めながら、これからの水戸市の環境保全を担う人材の育成を図ります。

#### ■ 主な取組

##### ① 学校等における環境教育の推進【事業主体：市、市民、関係団体】

###### 【学校教育における環境教育の推進】

環境教育教材を作成・配布するほか、環境学習講座の実施や ESD 等により、学校教育における環境教育を推進します。

###### 【生涯学習における環境教育の推進】

森林公園や博物館での自然観察会、いきいき出前講座など、環境に関する生涯学習の機会の充実に図ります。

##### ② 多様な環境学習機会の充実【事業主体：市、市民、事業者、関係団体】

###### 【環境イベント、講演会等の充実】

水戸市環境フェアを協働により開催するほか、いばらき都市緑化フェスティバルや自然観察会など、誰もが参加しやすい、環境について学べる機会の充実に図り、環境リテラシーの向上に取り組めます。

###### 【広報紙、ホームページ等を活用した情報発信】

ガイドブックやチラシ、ホームページなど、様々な媒体を通して、環境知識や環境イベント、環境団体の活動等に係る情報を発信します。

###### 【エシカル消費の促進】

フェアトレード商品の販売会、講演会の開催など、エシカル消費の普及啓発に取り組み、環境や人・社会、地域に配慮された消費を促進します。

###### 【清掃工場「エコみっと」の活用】

清掃工場「エコみっと」において、ごみ処理に関する施設見学会を実施するとともに、環境ギャラリーの有効活用、関連イベントの開催により、環境学習の充実に図ります。

## コラム

### 水戸市環境フェア

本市では、事業者、環境保全団体、消費者団体及び市の協働で、環境保全に対する意識の大切さを伝えることを目的に水戸市環境フェアを開催しています。

2023（令和5）年度は、新たにオープンした水戸市民会館を会場に、著名人による講演や環境保全に係るステージ発表、事業者、環境保全団体のブース出展等を実施しました。

引き続き、市民の皆様は環境に係る様々な情報を発信していきますので、ぜひ、足を運んでいただき、体験しながら環境について学んでみてください。

水戸市環境フェア 2023 の様子



## コラム

### みとの自然ガイドBOOK

みとの自然ガイドBOOKは、市内で見ることができる250種類の鳥類や魚類、昆虫類、植物等を写真付きで紹介しています。生態や特徴、観察できる場所（分布）や時期（出現期）を掲載しているほか、守るべき希少な動植物や生態系に悪影響を及ぼす「特定外来生物」について学習できます。

そのほか、本市を代表する自然スポットである森林公園、かたくりの里公園、渡里湧水群、七ツ洞公園、千波公園、逆川緑地、小吹水源池公園、大串貝塚ふれあい公園の概要や市民、事業者、市の協働での環境保全活動についても紹介しています。

水戸市環境保全課にて販売しておりますので、是非お手にとって、おうちの中で水戸市の自然を学習してみたいはいかがでしょうか。

みとの自然ガイドBOOK



## 主要施策5-2 協働での環境活動

### ■ 対応する課題

多様な主体とパートナーシップを形成し、環境活動を推進することが必要である(26ページ)。

### ■ 主要施策の方向性

本市においては、「市民と行政との協働都市」を宣言し、各主体が一体となった社会全体で取り組む協働のまちづくりの実現を目指しています。環境分野においても、多様な主体が信頼に基づくパートナーシップを構築するとともに、互いに支えあいながら、協働による環境保全活動を推進します。

### ■ 主な取組

#### ① 協働での環境活動【事業主体：市、市民、事業者、関係団体、構成市町村】

##### 【協働によるイベントの開催】

こみっとフェスティバルや水戸市環境フェア、千波湖環境学習会等のイベントの開催を通して、協働の意識を高めるとともに、環境保全に向けた体制づくりを推進します。

##### 【いばらき県央地域連携中枢都市圏での取組推進】

いばらき県央地域連携中枢都市圏において、エコライフチャレンジやEARTH HOURに連携して取り組み、県央地域が一体となって環境保全活動を推進します。

##### 【各主体との連携の強化】

デコ活推進員や茨城県環境アドバイザーといった人材を活用するとともに、デコ活ローカル、茨城生物の会、水戸市環境保全会議や大学等との連携を強化しながら、協働での環境保全活動を推進します。

## コラム 千波湖環境学習会

千波湖環境学習会は、本市と(一社)茨城県環境管理協会が協働で実施している体験型の環境イベントです。千波湖周辺を会場に、年10回程度、本市に生息する様々な動植物について学ぶことができますので、ぜひ親子で参加してみてください。

##### 【令和5年度の主な内容】

- ・「ホタル」を観察しよう
- ・千波湖の「昆虫」を調べよう
- ・千波湖に入って「魚」たちを調べよう
- ・逆川の生き物を調べよう

千波湖環境学習会の様子

